

平成30年第4回市議会（定例会）
付 議 案 件 綴

（その6）

堺 市 議 会

目 次

	頁
議員提出議案第26号	無戸籍問題の解消を求める意見書…………… 3
議員提出議案第27号	認知症施策の推進を求める意見書…………… 4
議員提出議案第28号	北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書… 7
議員提出議案第29号	義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書…………… 11
議員提出議案第30号	Society 5.0時代に向けた学校教育環境の 整備を求める意見書…………… 15
議員提出議案第31号	幼児教育・保育の無償化に関する意見書…………… 19
議員提出議案第32号	国と沖縄県との誠実な対話を求める意見書…………… 23
議員提出議案第33号	地方消費者行政に対する実効性ある財政支援の拡充を 求める意見書…………… 27
議員提出議案第34号	保険でよい歯科医療の実現を求める意見書…………… 28
議員提出議案第35号	「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、 原則1割負担の継続を求める意見書…………… 29
議員提出議案第36号	来年10月からの消費税率10%への引き上げの中止を 求める意見書…………… 30

平成30年12月18日

堺市議会議長
山口典子様

提出者

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

西川知己
札場泰司
平田大健
大青幸二
黒井征浩
井西貴樹
田関良史
西川和夫
小堀哲史
三宅達次
米田敏文
池尻秀樹
西村昭三
榎本幸文
吉川敏卓
大原一郎

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

伊豆丸 精 二
信田 貴 良 太子
 代 優 志
 上 猛 一
 場 慎 延
 的 浩 昭
 西 友 男
 野 昌 利
 池 正 匡
 裏 山 一
 木 畑 史
 上 村 彰
 池 田 盛
 水ノ上 里 成
 野 山 文
 成 本 清
 官 本 惠
 松 本 光
 吉 川 文
 米 谷 文

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第26号 無戸籍問題の解消を求める意見書
議員提出議案第27号 認知症施策の推進を求める意見書

理由

国会及び関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

無戸籍問題の解消を求める意見書

無戸籍問題とは、子の出生の届出をしなければならない者が、何らかの事情で出生届を出さないために、戸籍がないまま暮らさざるを得ない子どもや成人がいるという問題である。

無戸籍者は、自らに何ら落ち度がないにもかかわらず、特例措置などでの救済ケースを除き、住民登録や選挙権の行使、運転免許やパスポートの取得、銀行口座の開設等が出来ないだけでなく、進学、就職、結婚といった場面でも不利益を被っており、無戸籍問題は基本的人権にかかわる深刻な問題である。

また、無戸籍者は、同じ我が国の国民であるにもかかわらず、種々の生活上の不利益を被るだけでなく、自らが無戸籍であること自体で心の平穏を害されており、一刻も早い救済が必要である。

そこで政府としては、人権保護の観点からも、一刻も早い無戸籍問題の解消に努めるとともに、無戸籍者が生活上の不利益を被ることのないよう、下記の事項に早急に取り組むことを強く求める。

記

1. 認知調停の申立てについては、その受付等の際に家庭裁判所の窓口で不適切な指導がなされることのないよう是正するとともに、これに関する法務省や裁判所のホームページの記載を改め、その申立書の書式の改定等を進めること。
2. 関係府省庁によるこれまでの類似の通知等により、無戸籍状態にあったとしても一定の要件のもとで各種行政サービス等を受けることができるとされているが、そのことが自治体職員まで徹底されず、誤った案内がなされている事例が見受けられる。窓口担当者を含め、関係機関に対し無戸籍者問題の理解を促し、適切な対応を周知徹底すること。
3. 嫡出否認の訴えの提訴権者の拡大や、出訴期間を延ばすよう見直すほか、民法第772条第1項の嫡出推定の例外規定を設けるなど、新たな無戸籍者を生み出さないための民法改正を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月20日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

各宛

認知症施策の推進を求める意見書

世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々増え続けている。平成29年度高齢者白書によると2015年に推計で約525万人であったものが、2025年には推計で約730万人と推定される。

認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要である。

また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても、尊厳をもって生きることができ社会的実現をめざし、当事者の意思を大切に、家族等も寄り添っていく姿勢で臨むことが重要であるとともに、「若年性認知症」など、これまで十分に取組みられてこなかった課題にも踏み込んで行く必要がある。さらに、認知症施策に関する課題は、今や医療・介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっている。

よって政府におかれては、認知症施策のさらなる充実、加速化をめざし、基本法の制定も視野に入れた、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

1. 国や自治体をはじめ企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。
2. 認知症診断直後は、相談できる人がいないといった人が多く存在しており、診断直後の空白期間が生じている。この空白期間については、本人が必要とする支援や情報につながるができるよう、医療と介護等の有機的な連携、認知症ケアパスや認知症サポーターの活用等による支援体制の構築を図ること。
3. 若年性認知症の支援については、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制を整備するとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。
4. 認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通し、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応など認知症施策の推進に取り組むこと。また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたリハビリや介護方法に関する研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月20日

堺市議会

衆議院議長	各宛
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
厚生労働大臣	

平成30年12月18日

堺市議会議長
山口典子様

提出者

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

西川知己
札場泰司
平田大健
大的林慎
的西場浩
野池村友
池裏側昌
三宅正
米田達
池尻敏
西村秀
榎昭
吉本幸
星川原敏
卓

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

伊豆丸 精 二
信 貴 良 太
田 代 優 子
青 谷 幸 浩
黒 田 征 樹
井 関 貴 史
西 川 良 平
田 川 和 夫
上 村 太 一
池 田 克 史
水ノ上 成 彰
野 里 文 盛
成 山 文 司
宮 本 清 恵
松 本 光 治

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第28号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮による日本人拉致事件は、我が国の主権及び日本国民の生命・安全に関わる重大な問題で、許し難い国家的な犯罪であり一日も早い全面的な解決が求められる。

北朝鮮が日本人拉致を認めた平成14年の日朝首脳会談から15年を経ているが、この間、北朝鮮は、拉致問題に関して極めて不誠実な対応をとり続けており、解決に向けた具体的な進展が見られぬまま、多数の日本人拉致被害者は今も不法に抑留され続け、帰国を待つその家族の忍耐は、もはや限界を超えている。

このような状況の中、本年6月12日にシンガポールで行われた史上初の米朝首脳会談において、トランプ大統領によって日本人拉致問題が提起された。

そして、6月18日に安倍首相は国会において、これから日本が北朝鮮と直接向き合っただけで拉致問題を解決していくとの決意を明らかにしている。

しかしながら、問題解決への期待が高まったものの、それ以降の進展はなく、解決への道筋は未だ見えていない。

米朝会談から約3か月半が経過した9月23日、拉致被害者の家族会や支援団体などが大規模な国民集会を開き、家族は、「今が正念場でこれだけは解決を」「帰国実現だけに焦点を当てて着実な進展を期待する」などと強い口調で訴えている。

拉致事件の発生から既に40年以上が経過しており、拉致被害者及びその家族の置かれている状況を踏まえると、これ以上時間を費やすことは許されない。

よって、政府におかれては、米朝首脳会談を契機とした安倍首相の決意のもと、米国及び関係各国との緊密な連携を強め、日朝平壤宣言の精神に立って全ての日本人拉致被害者帰国の実現を最優先課題として、本問題の全面的解決に全力を尽くして取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月20日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
拉致問題担当大臣

各宛

平成30年12月18日

堺市議会議員
山口典子様

提出者

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

西川知己
札場泰司
大場林健二
青谷幸征浩
黒田関貴史
井裏山正利
木上畑村匡
池ノ上太一
水ノ上成史
榎本幸彰
吉川敏子
星原卓文
大毛十一郎

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

伊豆丸精二
田代優子
淵上猛志
的場慎一
西田浩延
田堀和夫
西堀哲史
小宅清次
三宅達也
米成敏文
成山清
宮本恵
松本光
吉川文
米谷文

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第29号 義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書

理由

国会及び関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書

「義援金差押禁止法」とは、被災者の生活再建を支援するため、義援金の交付を受ける権利を譲渡したり、担保に供したり、差し押さえたりすることや義援金として交付された金銭を差し押さえることを禁止した法律であり、2011年の東日本大震災の際、被災者が住宅ローンなどの債務や借金返済を抱えていても、義援金が震災の被災者の手元に残るようにするため議員立法で成立させたものである。

また、2016年の熊本地震や、2018年の大阪北部地震、平成30年7月豪雨災害の際にも同様に法的枠組みを作り、国会会期中に速やかに成立させている。

しかし、これまでの法律は台風や地震など個々の災害に対応した時限立法として、災害発生のたびに立法化されてきた経緯があり、近年の我が国の自然災害の頻度を考えると、災害発生時、常に対応可能な恒久法としての制定が求められているところである。

そこで国としては、近年、災害が頻発化する中、災害が起こるたびに立法措置するのではなく、国会が閉会している間にも対応が可能となるよう、「義援金差押禁止法」の恒久化を早期に進めるべきである。

記

1. 「義援金差押禁止法」については、近年、自然災害が頻発化する中、災害が起こるたびに立法措置するのではなく、国会が閉会している間にも対応が可能となるよう、恒久法としての立法化を早期に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月20日

堺市議会

衆議院議長	各宛
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
内閣官房長官	

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第30号 Society 5.0時代に向けた学校教育環境の整備を求める意見書

理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

Society5.0時代に向けた学校教育環境の整備を求める意見書

Society5.0の時代は、これまで以上に人間が中心の社会であり、読解力や考える力、対話し協働する力など、人間としての強みを活かして一人一人の多様な関心や能力を引き出すことが求められている。

そのためには、これまでの日本の教育の良さを活かしつつ、AI、IoT等の革新的技術をはじめとするICT等の活用による新たな教育の展開が不可欠である。

そのような中、一人一人の興味関心や習熟度に対応した公正に個別化・最適化された学びを可能にするだけでなく、データ・進捗管理に伴う教員の負担軽減にもつながる「EdTech」イノベーションの波が世界各国の教育現場に及び、「学びの革命」が進んでいる。

EdTechを学校教育現場で活用するには、前提としてICT環境の整備が不可欠であるが、我が国の学校教育現場におけるICT環境の実態は、整備状況（通信容量・PCのスペック・台数等）に自治体間格差も大きく、このままでは生徒全員が十分にEdTechを活用するのは困難な状況にあることから、政府においては、下記の項目を実現するよう強く要望する。

記

1. 2018～2022年度まで行うことになっている地方財政措置について、自治体においてICT環境整備に向けられるよう周知徹底するとともに、より使い勝手の良い制度にするなど、一層の拡充を行うこと。
2. ICTを活用した教育を推進するために、教員や児童生徒のICT利活用を援助する役割がある「ICT支援員」の配置が進むよう周知徹底するとともに、教員向けの研修等の充実を図ること。
3. 「公正に個別最適化された学び」を広く実現するため、学校現場と企業等の協働により、学校教育において効果的に活用できる「未来型教育テクノロジー」の開発・実証を行い、学校教育の質の向上を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月20日

堺市議会

内閣総理大臣	}	各宛
総務大臣		
文部科学大臣		
経済産業大臣		

平成30年12月18日

堺市議会議長
山口典子様

提出者

堺市議会議員
同
同

森田晃一
石本京子
森頼信

堺市議会議員
同
同

岡井勤
乾恵美子
城勝行

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第31号 幼児教育・保育の無償化に関する意見書

理由

国会及び関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

幼児教育・保育の無償化に関する意見書

政府は昨年12月に、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入することを打ち出した。具体的には、少子化問題の一因となっている、子育てや教育に係る負担軽減のため、3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化するなどとし、2019年10月から全面的に実施される予定となっている。

一方で、この幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、地方公共団体の財政負担の増加が懸念される。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、待機児童解消の取り組みとあわせ幼児教育・保育の無償化がより実効性の高いものとなるべく、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 幼児教育・保育の無償化の実施に当たっては、地方公共団体の著しい財政負担とならないよう、国において必要な措置を行うこと。
2. 幼児教育・保育の無償化の具体化に向けては、地方公共団体と十分に協議し、その意見を制度設計に反映させるよう努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年12月20日

堺市議会

衆議院議長	各宛
参議院議長	
内閣総理大臣	
財務大臣	
総務大臣	
文部科学大臣	
厚生労働大臣	
内閣府特命担当大臣 (少子化対策)	

平成30年12月18日

堺市議会議長
山口典子様

提出者

堺市議会議員
同
同
同

渕上 猛 志
西 哲 史
小堀 清 次
大毛 十一郎

堺市議会議員
同
同
同

長谷川 俊 英
木 畑 匡
吉 川 守
米 谷 文 克

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第32号 国と沖縄県との誠実な対話を求める意見書

理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

国と沖縄県との誠実な対話を求める意見書

本年9月30日に行われた沖縄県知事選挙において、大きな争点の一つとなった沖縄県・辺野古沖における米軍海兵隊新基地建設について、沖縄県民は民意を示した。

8月31日に沖縄県が埋め立て承認を撤回したことで中止されていた建設工事は、政府が行政不服審査法を利用して承認撤回の効力を失わせる決定を行ったことで、埋め立て工事は再開され、辺野古沖への土砂投入が行われている。

こうした中、住民理解が乏しい上での土砂投入工事実施が、今後、国と地方自治体との間で起こる様々な問題を処理する上での、悪しき前例となるのではないかと、一地方議会として深く憂慮している。

これらを踏まえ日本政府は、現在行われている集中協議に期限を設けず、住民理解をより一層進める対応を進め、国と沖縄県、地元市町村との誠実な協議を通じた、事態の打開策を見出すことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月20日

堺市議会

内閣総理大臣	}	各宛
総務大臣		
国土交通大臣		
防衛大臣		
沖縄基地負担軽減担当大臣		
内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策)		

平成30年12月18日

堺市議会議員
山口典子様

提出者

堺市議会議員
同
同

森田晃一
石本京子
森頼信

堺市議会議員
同
同

岡井勤
乾恵美子
城勝行

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| 議員提出議案第33号 | 地方消費者行政に対する実効性ある財政支援の拡充を求める意見書 |
| 議員提出議案第34号 | 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書 |
| 議員提出議案第35号 | 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書 |
| 議員提出議案第36号 | 来年10月からの消費税率10%への引き上げの中止を求める意見書 |

理由

国会及び関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

地方消費者行政に対する実効性ある 財政支援の拡充を求める意見書

消費者庁や消費者委員会の創設により、政府の消費者行政の体制、機能が強化されるとともに、地方消費者行政活性化基金、地方消費者行政推進交付金の継続的な措置によって、地方消費者行政は推進されてきた。一方で、悪質商法による消費者被害が高い水準で推移している現状において、高齢者の被害を防ぐ消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の構築など、関連機関等との連携による施策展開が重要な課題となっている。

このような中、2018年度（平成30年度）当初予算の地方支援の交付金措置は24億円に削減されたため、財政的余裕がない地方公共団体は、新たな消費者行政施策の実施が困難になり、従来の消費生活相談体制等の維持さえも危ぶまれている。

地方消費者行政の機能強化は、地方支分部局を有しない消費者庁が消費者行政施策を展開する上でも不可欠である。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、地方公共団体が自主的に消費者行政を推進できるよう、下記の事項に取り組むことを強く要望する。

記

1. 地方消費者行政に係る交付金の減額が地方公共団体に及ぼす影響を具体的に把握するとともに、当初予算で確保できなかった交付金額について、国として早急に補正予算で手当てすること。また、併せて地方公共団体の実情に応じた自主的な消費者行政施策が展開できるよう、交付対象事業の範囲や期間を見直すこと。
2. 2019年度（平成31年度）の同交付金を、少なくとも2017年度（平成29年度）までの水準で確保すること。
3. 地方公共団体の事務の中に、国の消費者行政施策と密接な関連性を有している事務が含まれている実態を踏まえ、その事務費用の一定割合を国が持続的に負担する仕組みを検討すること。
4. 地方公共団体が消費生活相談員等の専門人材や消費者行政担当職員を確保するための支援を行うとともに、その資質向上のための研修を実施するなど、体制強化に向けた施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年12月20日

堺市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全)

各宛

保険でよい歯科医療の実現を求める意見書

歯や口腔を健康な状態に保ち、咀嚼や口腔機能を維持・回復することは全身の健康の増進や療養・介護のQOL（生活の質）を向上させるとともに、医療費の抑制にも役立つことが「8020運動」等によって実証されている。

国民の多くもまた、歯科医療について保険の利く範囲の拡大と窓口での自己負担の軽減を強く望んでいる。

政府は、今年6月15日の閣議決定された骨太方針2018で「口腔の健康は全身の健康にもつながることから、生涯を通じた歯科健診の充実、入院患者や要介護者をはじめとする国民に対する口腔機能管理の推進など歯科口腔保健の充実や、地域における医科歯科連携の構築など歯科保健医療の充実に取り組む」としている。このような諸施策の推進には、歯科診療報酬と歯科保健事業の充実が強く求められる。

2018年4月の歯科診療報酬改定では、う蝕や歯周病の重症化予防が重点項目に位置づけられ、新たに口腔機能の獲得・発達、維持・向上に着目した医学管理料も導入されたが、わずかな財源のために、十分な評価とはなっておらず、安価な報酬で患者を長期に継続管理していく体制が続いている。

このため歯科医師だけでなく、歯科衛生士、歯科技工士の労働環境も一段と厳しくなり、将来の歯科医療確保さえ危ぶまれる状況に陥っている。

このような事態が進行すれば、多くの国民の健康維持に支障をきたすだけでなく、国民医療費の節減にも逆行することになりかねない。

以上の点から、本市議会は、政府に対して、保険でより良い歯科医療実現のための必要な施策を講じるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年12月20日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

各宛

「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、 原則1割負担の継続を求める意見書

経済的な理由で受診できず、疾病が重症化する高齢者が増えている。

2014年度から70～74歳の患者窓口負担が段階的に2割負担に引き上げられ、高齢者の受診抑制が大きな問題となった。「75歳になったら（負担が1割になったら）受診する」「必要な検査を断る」「薬がなくなっているのに受診しない」等これが患者の実態である。

本年6月15日に閣議決定された、経済財政諮問会議「経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」（骨太方針）では、「世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担のあり方を検討する」とし、「全世帯型社会保障」を目的とした高齢者に負担を求める施策を検討している。財務省・財政制度等審議会では、「後期高齢者の窓口負担の原則2割化」を改革の柱と位置づけるなどの提言がされた。

医療関係団体が2015年に実施した全国調査では、回答した医療機関の73%が、後期高齢者の患者窓口負担の原則2割引き上げは「受診抑制につながる」と回答した。厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会でも、2割化によって受診抑制が広がるなど、懸念する声が出されている。

後期高齢者の窓口負担が2割化されればますます高齢者を医療から遠ざけ、重症化を招き、さらなる医療費の増大にもつながりかねない。

関係省庁、関係審議会におかれては、高齢者の実情に配慮し、さらなる患者負担増で受診抑制がおきぬよう後期高齢者の窓口負担について、原則1割負担の継続を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年12月20日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

各宛

来年10月からの消費税率10%への 引き上げの中止を求める意見書

安倍首相は、本年10月15日の臨時閣議で来年10月からの消費税率8%から10%への引き上げを表明した

政府は消費税増税の際、低所得者対策として、飲食料品などの税率を8%に据え置く「複数税率」を導入するとしている。税率が据え置かれる対象は、酒類と外食を除く飲食料品と週2回以上発行する新聞（定期購読契約）である。ただ、飲食料品であっても外食や酒類は「ぜいたく品」として税率を10%に引き上げ、商品ごとに税率が異なることになる。しかも、その区分は、同じ商品でも8%と10%の税率が混在する場合もあり、煩雑を極めている。複数税率の導入は新たな負担となるとの懸念が広がっている。

複数税率への対応はレジの更新などが必要になり、政府は補助金も出して複数税率への対応をすすめている。しかし、日本商工会議所の「中小企業における消費税の価格転嫁および軽減税率の準備状況等に関する実態調査」（9月28日発表）では81.2%の業者が「準備にとりかかっていない」と答え、三村明夫会頭も複数税率について「事業者の8割がはまだ準備に取り掛かっていない危機的状況にある」と述べている。

そもそも消費税率の5%から8%への引き上げが消費を冷え込ませ、中小業者の弱い経営基盤を直撃している。消費税率が5%から8%に引き上げられた2014年4月以降、家計の消費支出が増税前を超えた月は一度もなく、今でも落ち込んだままである。

政府は消費落ち込みへの対策として自動車や住宅の購入時の減税や「プレミアム付き」商品券の発行などを検討している。しかし厳しい財政事情の下で“ばらまき”を拡大しながら増税するのは矛盾する政策であり、景気対策を言うのならば、消費税率の10%への引き上げの中止こそ求められる政策である。

よって、本市議会は、来年10月の消費税率引き上げの中止を政府に強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年12月20日

堺市議会

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣

各宛

平成30年第4回市議会(定例会)付議案件綴(その6)

平成30年12月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-18-0049